■ Article ■

税理士に対する納税者らの請求を棄却した東京高裁判決

~税理士損害賠償/調査の結果修正申告を余儀なくされた事案~

平成27年11月19日東京高裁判決 Z999-0161 (棄却)

税理士 朝倉洋子

.....

はじめに

税理士に対する損害賠償請求事件は後を絶たないが、今回は、当事者が死亡した後になっても、なお、その専門家責任が問われたという事件について、納税者らの請求を棄却した東京高裁判決を紹介する。

1 事案の内容

この事件は、亡甲の相続人である控訴人らが、亡甲の本件相続による相続税の申告業務を委託した税理士である被控訴人Aに対し、A税理士が作成した平成22年7月22日付けの相続税申告書による今回の申告には、A税理士の注意義務違反により不備があり、控訴人ら及び亡乙は修正申告を余儀なくされ、重加算税等を賦課されて損害を被ったとして、A税理士に対し不法行為に基づく損害賠償として4977万8225円及び遅延損害金の支払を求めていた。

亡乙は原審継続中に死亡し、亡乙の子丙及び亡乙の母である控訴人が相続を放棄したため、亡乙の権利は控訴人丁及び控訴人戊がそれぞれ2分の1の割合で承継した。

原審は控訴人らの請求をいずれも棄却したため、控訴人らは、これを不服として控訴したという事案である。

2 争点

争点は、(1)納税地の選択義務違反の有無と(2)相続財産の調査義務違反の 有無、(3)納税者らの損害額、である。

3 東京高裁の判断

税理士が相続人らから依頼を受けて相続税申告書類の作成事務を行うには、前提として相続財産を正確に把握する必要がある。

相続財産に関する事実は相続人らの支配領域に属する事柄であり、相続人らが 相続財産に関する情報に接することが可能な立場にあることに鑑みれば、税理士 は、申告納税制度の理念に沿って租税に関する法令に規定された納税義務の適正 な実現を図るため、相続人らに対して適切に助言、指導をして相続人らに相続財 産の全容を調査させるべきである。 もっとも、被相続人が資産家の場合には、相続人らが自ら調査するほか、法律の専門家に調査を依頼しなければ相続財産の全容を正確かつ詳細に把握することが困難なことも少なくないため、税理士が相続人らから委託を受けて相続財産の調査に関与することもあり得るのであり、税理士が相続財産について一定の調査義務を負うかどうか、また、その調査義務の範囲は、税理士と相続人らとの間で締結される委任契約の解釈により決すべきである。

確かに、亡甲は資産家であり、その相続財産の全容を正確に把握して調査するには相当の時間と労力を要するものであったが、亡甲は自分の資産の承継プランを検討するために、取引銀行に対し自分の資産の調査を依頼し、銀行は「遺言作成サポートサービス報告書」を作成して亡甲に交付しており、亡甲が死亡する約3年前の財産の概要は少なからぬ時間と費用を費やして書面化されており相続人らは被相続人亡甲の相続税の申告にこれを活用することが可能であったことなど、認定事実によれば、被控訴人A税理士と控訴人ら及び亡乙との間で締結された本件相続税の申告書類の作成に関する委任契約に基づく委任事務の範囲は、控訴人ら及び亡乙がA税理士に被相続人亡甲の相続税の申告書類の作成に必要な相続財産に関する資料を提供することを約し、A税理士がこうして提供される資料に基づいて被相続人亡甲の相続税の申告書類の作成をすることに限定されたものであったと解するのが相当である。

被控訴人A税理士は、委任契約に基づく委任事務を債務の本旨に従って履行したものというべきであり、別紙明細書の「受取額」欄及び「価額」欄が色塗りされている生命保険契約及びこれに関する権利がA税理士の作成した本件申告に係る申告書に計上されず、後任の××税理士が作成した修正申告に係る申告書において初めて計上されるに至ったのは、相続人らがA税理士に対し、生命保険契約及びこれに関する権利に関する相続税申告に必要な書類を交付しなかったことによるものであるといわざるを得ないのであって、本件事実関係の下でA税理士が委任事務履行のために控訴人らから受領した資料について、申告漏れの危険に備えるため調査検討すべき義務があったということはできない。

A税理士は、平成21年9月26日に本件相続に係る相続税申告業務の委任を受け、亡甲の四十九日が終了した同年11月19日午後2時に〇〇宅において控訴人ら及び亡乙との間で、本件相続の相続税申告に係る打合せを開始し、平成22年7月9日までの間、合計12回にわたり打合せをしていたことが認められる。

控訴人らは、A税理士には小規模宅地等の特例の適用について善管注意義務違 反があり、相続財産の調査についても本件のように相続財産が極めて高額である 場合には申告漏れがあったときの延滞税、加算税、重加算税も極めて高額となる 可能性が高く、より高度な注意義務が課されるのであり、A税理士には善管注意 義務違反があったなどと主張するが、控訴人らの上記主張に対する判断は、一審 判決が示すとおりであり、いずれも採用することができない。

【資料】

- ①平成27年3月9日東京地裁判決 Z999-0160

TAINS: http://www.tains.org/

以上